

# 新型コロナウイルス問題を考える

## ◆特集にあたって

いま世界中で対応すべき問題、それは「新型コロナウイルス」への対応である。新型コロナウイルスへの安倍自公政権の対応について、メルケル首相（独）やマクロン大統領（仏）の発言を紹介しながらその問題点を提示する（外国の対応は本特集稲論文参照）。

まず、安倍自公政権の政策は「市民を守る」ためになっていないという、致命的欠陥がある。三月一二日のテレビ演説でマクロン大統領は「自宅待機を余儀なくされた被雇用者には、国が補償金を支払います。この点について、たとえばドイツが導入した、われわれよりも大規模で簡潔な制度を参照したい」と述べた。フランスやドイツでは迅速に「生活保障」「休業補償」が実施されている。一方、安倍首相は「迅速」「大規模」等と発言するが、相変わらず「口先」だけで実行が伴わない。政府には「生命・自由・幸福追求権」（憲法二三条）、「生存権」（二五条）等を根拠に、個人の生命や健康を守る憲法上の義務がある。さらに「外出自粛」「営業自粛」を求めた以上、政府のそうした要請で企業等に「特別の犠牲」が生じれば、憲法二九条三項の趣旨を踏まえ、企業等への補償を行



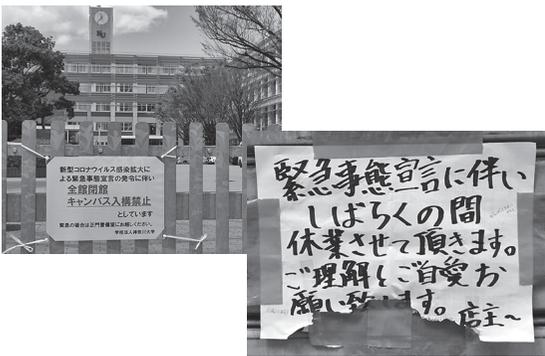
う必要がある。しかし安倍政権の対応は「遅くて不十分」であり、残念ながら失業者や倒産が増加している。マクロン大統領は三月一二日、一六日のテレビ演説で科学的知見に基づく決定の重要性に言及しているが、日本では「科学的知見に基づく合理的な対応」（本特集上昌広論文での表現）がとられていない。「教育を受ける権利」（憲法二六条）からは、経済的事情で教育を受けられない人が生じないための政策の実現が安倍自公政権には求められるが、この点でも安倍自公政権の政策は適切でも迅速でもない（教育の問題は次号参照）。こうした問題については経済学の視点から阿部太郎教授、憲法的視点から成澤孝人教授の論文を参照されたい。経済に関しては、マクロン大統領は三月一二日のテレビ演説で、「この感染拡大が明らかにしたこと、それは市場原理の外に置かれなければならない物品や役割があることである」と発言した。感染拡大は「新自由主義」の問題も白日の下にさらした（広渡論文参照）。米軍準機関紙「星条旗」二〇二〇年四月二日付で、タカ派と目されているマックス・ブート氏は、最近のアメリカへの脅威となった二〇〇八年のリーマン・ショック、二〇一六年のアメリカ大統領選挙へのロシアの介入、地球

温暖化、コロナ感染に軍事力は役に立たないこと、「私たちに必要なのはN95マスクであって、F35戦闘機ではない」と主張する。こうした発言も、今後の日本の財政のあり方を考える上で重要な示唆を与える。

次に、安倍自民党はコロナ感染対策を口実にした改憲論議の必要性を何度も主張する。そもそもコロナ感染に対応できていない原因は安倍自公政権にある(丸山論文参照)。たとえば「PCR検査の拡充」の必要性は二月以降、繰り返し主張されてきたが、今なお十分でない。「PCR検査の拡充」に憲法改正は必要ない。憲法を改正しなければ実現できないコロナ対策とは具体的に何なのか? コロナ対策の十分さを憲法のせいにするのは責任転嫁である。さらには改憲論の内容もお粗末である。例を挙げよう。

四月三日、新藤義孝氏の「メモ」に記された検討事項には、コロナ感染のため、二〇二一年一〇月の衆議院の任期満了までに総選挙ができない場合に備えた改憲論議が主張されている。安倍自公政権は二〇二一年一〇月までもこうした状況を克服できない政治しかできないのか。二〇二一年一〇月の衆議院選挙が実施できないほどのコロナ感染というのなら、自民党はオリンピック・パラリンピック開催を諦めたのか? こうした想定で改憲論議をすることがナンセンスだと自民党は思わないのだろうか(改憲論議については小沢論文参照)。

実際、フランスでは「公衆衛生緊急事態法」(La loi d'état d'urgence sanitaire)、ドイツでは「感染症保護法」(Infektionsschutzgesetz)を根拠にコロナ感染に対応している(フランスに関しては前号植野論文参照)。外国



を見ても、コロナ対策は法律レベルで十分可能である。さらに留意すべきは、外出禁止などの強制措置が法律レベルであっても、権利・自由や民主主義を侵害する危険性である。マクロン大統領は三月六日のテレビ演説で「公衆衛生緊急事態法案(三月二三日成立)に関して「民主的な生活と国会統制」の必要性に言及し、四月二三日のテレビ演説でも「この流行が民主主義を弱めたり何らかの自由を侵害してはならない」と発言する。メルケル首相も「渡航や移動の自由(Die Reise- und Bewegungsfreiheit)が苦難の末に勝ち取られてきた権利(ein schwer erkämpftes Recht)であることを経験してきた私のような人間にとり、そのような諸制限(休業措置や学校閉鎖等)は絶対的な必要性の場合にだけしか正当化できない。そうしたさまざまな制限は民主主義では決して安易に決められてはならず、あくまでも一時的に留めるべき」と発言した。メルケル首相はこの短い演説で四回も「民主主義」に言及した。コロナ対策が「感染防止」と「経済」という視点からしか議論されない日本と異なり、法律レベルであっても「個人の権利・自由」「民主主義」の視点から「強制措置」の危険性を懸念する独仏の視点は、日本の議論でも念頭に置かれるべきである。強制措置の危険性については海渡論文が用意されている。

また、本特集では各界を代表する、さまざまな論者のコメントも用意されている。これらのコメントも、新型コロナウイルスをめぐる安倍政権の対応、そして「今後の日本のあるべき姿」に関して重要な示唆を与える。

(「法と民主主義」編集委員会 飯島滋明)